

第102回奈良国際文化観光都市建設審議会 会議録

【開催日時】平成24年10月25日（木）午前9時30分から正午まで

【開催場所】奈良市役所中央棟6階正庁

【議題】会長の選出及び副会長（会長の職務を代理する者）の指名について

【議案】1 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画（あやめ池遊園地跡地）の変更（案）について（市決定）

2 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更（案）について（市決定）

3 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（一般廃棄物処理施設）の敷地の位置について

【出席者】出席委員14人（欠席委員5人）、事務局30人

【開催形態】公開（傍聴人・一般2名）

【決定事項】・会長は、伊藤忠通委員が選出されました。副会長は、前迫ゆり委員が指名されました。

・第1号議案について、原案どおり可決されました。

・第2号議案について、原案どおり可決されました。

・第3号議案について、原案どおり可決されました。

【担当課】議題、傍聴、第1号議案及び第2号議案について…都市整備部都市計画課

第3号議案について…都市整備部建築指導課及び環境部企画総務課

【議事内容】以下のとおり

司会

まだ予定しております〇〇委員が来られていませんけれども、定刻も過ぎましたので第102回奈良国際文化観光都市建設審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様方には、お忙しいところご出席賜りありがとうございます。また、日ごろ奈良市政にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日は、市長が所用により欠席のため、審議会の開催に先立ちまして、津山副市長より委員の皆様へ委嘱状交付式を行わせていただきます。現在五十音順にお座りいただいております。副市長が、朝廣委員よりお1人ずつ委嘱状をお渡ししますので、申しわけございませんが、その場でお立ちいただきお受け取りください。よろしく願いいたします。

（委嘱状の交付）

副市長

改めまして、よろしくお願い申し上げます。

司会

ありがとうございました。議事進行に先立ちまして、津山副市長がごあいさつを申し上げます。

副市長

おはようございます。副市長の津山でございます。ちょっとお聞き苦しい声になっておりますけれども、お許しをいただきたいと思えます。

本日、公私何かとご多忙の中、本審議会にご出席を賜りましてまことにありがとうございます。平素は奈良市政の推進にご協力いただき、また本市のまちづくりにつきましても格別のご指導とご協力を賜っておりますこと、心から感謝を申し上げます。

ただいま改めて委嘱状をお渡しさせていただいたところでございます。皆様方には奈良国際文化観光都市建設審議会の委員として、10月1日付をもちまして新たにお問い合わせをいたしました5名の方を含みまして19名の方々に委嘱をさせていただいたところでございます。今後、本審議会の設置目的であります建設計画及び建設事業並びにまちづくりにつきましても重要な事項につきご審議をいただき、そしてその建設的なご意見、ご提言、またご指導を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

これからも皆様方のご指導、ご協力を仰ぎながら、私たち職員一同安全・安心な生活を送れるまちづくり、これを目指しまして精いっぱい取り組んでまいりたいと思っております。委員の皆様方には、今後ともよろしくお願いを申し上げます、簡単でございますが、開会のあいさつとさせていただきます。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

司会

委員の任期は、平成24年10月1日から平成26年9月30日までの2年間でございます。

それでは、委嘱後の初会議でもございますので、委嘱状をお渡しさせていただいた順に本審議会の委員様をご紹介します。

株式会社読売奈良ライフ代表取締役社長、朝廣委員でございます。

朝廣委員

朝廣です。よろしくお願いいたします。

司会

奈良県立大学教授の伊藤委員でございます。

伊藤委員

よろしくお願いいたします。

司会

龍谷大学准教授の井上委員でございます。

井上委員

井上です。よろしくお願いいたします。

司会

奈良女子大学名誉教授の今井委員でございます。

今井委員

よろしくお願いいたします。

司会

奈良もちいどセンター街協同組合専務理事の魚谷委員でございます。

魚谷委員

魚谷です。よろしくお願いいたします。

司会

奈良市議会議員の岡田委員でございます。

岡田委員

よろしくお願いいたします。

司会

立命館大学教授の大窪委員でございます。

大窪委員

よろしくお願いいたします。

司会

奈良市農業委員会会長の大西委員でございます。

大西委員

大西です。よろしくお願いいたします。

司会

大阪産業大学大学院教授の前迫委員でございます。

前迫委員

前迫でございます。よろしくお願いいたします。

司会

奈良市議会議員の松石委員でございます。

松石委員

松石です。よろしくお願いいたします。

司会

奈良市議会議員の松田委員でございます。

松田委員

よろしく申し上げます。

司会

奈良文化財研究所長の松村委員の代理で来ていただいております研究支援課長の紅林孝彰様でございます。

紅林課長 よろしくお願ひいたします。

司会

奈良市議会議員の山中委員でございます。

山中委員

山中です。よろしくお願ひいたします。

司会

なお、所用のため、杉江委員、中村委員、西口委員、藤井委員、増井委員は欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、委員の皆様の事務的な補佐を担当いたします事務局の市の職員を紹介させていただきます。

津山副市長でございます。

副市長

よろしく申し上げます。

司会

福井副市長でございます。

副市長

福井でございます。よろしく申し上げます。

司会

東井都市整備部長でございます。

都市整備部長

東井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会

吉住環境部長でございます。

環境部長

吉住です。よろしく申し上げます。

司会

中澤都市計画室長でございます。

都市計画室長

中澤です。よろしくお願ひいたします。

司会

平田まちづくり指導室長でございます。

まちづくり室長

平田です。よろしく申し上げます。

司会

西田都市整備部参事建築指導課長事務取扱でございます。

都市整備部参事建築指導課長事務取扱

よろしくお願ひいたします。

司会

西山環境事業室長でございます。

環境事業室長

西山です。よろしく申し上げます。

司会

喜多都市計画課長でございます。

都市計画課長

喜多でございます。よろしくお願ひいたします。

司会

仲谷景観課長でございます。

景観課長

よろしく願いいたします。

司会

高橋企画総務課長でございます。

企画総務課長

高橋でございます。よろしく願いします。

司会

以上をもちまして紹介を終わらせていただきます。本日の進行役をさせていただきます都市計画課長補佐の吉田でございます。よろしく願いいたします。

委員の皆様方のお手元に委員会名簿を配付させていただいておりますが、もし訂正事項がございましたら、後ほど事務局までご連絡をいただきたいと存じます。

また、委員の皆様には、2年間本審議会の委員としてご活動をしていただくわけではありますが、今回が初めての審議会ということで、会議次第にありますように審議会条例第5条により会長を選出する必要がございます。つきましては、会長が決まりますまで議事進行を津山副市長が務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

副市長

失礼いたします。それでは、会長が決まりますまで議長を務めさせていただきます。微力ではございますけれども、委員の皆様方のご協力を得まして進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、会長選出の案件でございます。審議会条例にありますように「審議会に会長を置き、学識経験者のある者につき任命された委員のうちから」とございます。どのように取り扱いさせていただいたらよろしいでしょうか。ご意見がございましたらお願いを申し上げます。

そしたら、委員の皆様方からご推薦をいただけたらと思っておりますが、それでお願いいたします。よろしく願いいたします。はい、〇〇委員、お願いいたします。

〇〇委員

奈良市政に非常に精通されています伊藤委員にお願いしてはいかがかと思っております。

副市長

ありがとうございます。ただいま〇〇委員から伊藤委員をとということでお声をいただいております。ほかにごございませんでしょうか。

それでは、今ご提案をいただきました。伊藤委員にというご提案がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(委員から異議無しの声)

ありがとうございます。そしたら、異議なしというお声をいただきましたので、伊藤委員ということ

で皆様ご了承いただけますか。

はい、ありがとうございます。それでは伊藤委員、申しわけございませんが、会長席のほうへ移動よろしく願いいたします。どうも皆様、ご協力ありがとうございました。

そしたら、事務局へ一旦お返しいたします。

司会

それでは、議事進行をお願いいたしますが、その前に会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長

ただいま皆様からご承認いただきまして、僭越ながら会長職を務めさせていただくことになりました。先ほど推薦の言葉に奈良市政に非常に精通されておられると、決してそんなことはございませんが、多少市政のほうにはいろんなところで関わらせていただいております、少しは市政の状況等も理解しているわけですが、どうぞ皆様のご専門の立場からまたいろいろご協力いただきましてアドバイス等をいただきましたらありがたいと思っております。今後この審議会の運営につきましては微力ながら務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、着席させていただきます。

それでは、ただいまから会議次第に従いまして議事を進行させていただきたいと思っております。

早速ではございますが、副会長の選出をしたいと思っております。審議会条例の中で会長が指名するということになっておりますので、私のほうから指名をさせていただきたいと思っております。恐れ入りますが、前迫委員に副会長を務めていただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員から「はい。」の声)

では、お認めいただきましたので副会長として前迫委員を指名させていただきたいと思っております。皆様、よろしいでしょうか。

(委員から異議無しの声)

異議なしということですので、ありがとうございます。委員、よろしく願いいたします。

司会

それでは、第102回奈良国際文化観光都市建設審議会を始めさせていただきたいと思っております。会長、議事の進行よろしく願いいたします。

会長

それでは、ただいまから第102回奈良国際文化観光都市建設審議会を開催させていただきます。

委員の皆様、ご多忙のところご出席いただきまして本当にありがとうございます。これから議事に入りますが、その前に委員の出席状況について事務局のほうから報告をお願いいたします。

司会

ご報告申し上げます。現在の当審議会委員総数19名のところ、本日もご出席いただいております委員数は14名でございます。

会長

ありがとうございました。ただいまの報告によりまして、出席委員が過半数を上回っておりますので、当審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本日の審議会が成立していますことを報告申し上げます。

本日の傍聴希望者の状況と報道関係者の写真撮影の取材希望について、事務局から報告をお願いいたします。

司会

ご報告申し上げます。本日の傍聴希望者は一般の方が2名でございます。以上でございます。

会長

はい、ありがとうございます。それでは、当審議会の会議公開に関する取扱方針によりまして、当審議会は公開及び傍聴を行うことになっております。本日の審議の傍聴について異議ございますでしょうか。

(委員から異議無しの声)

はい。異議無しということですので、異議が無いようですので、傍聴人の方に入室をしていただきます。事務局の方、ご案内よろしくをお願いいたします。

(傍聴人入室)

では、これから議事に入らせていただきます。

委員の皆様には十分にご審議いただきますとともに、円滑な会議の運営にご協力よろしくをお願いいたします。本日、審議会の終了時刻予定は午後0時になっております。

では、本日もご審議いただく案件について申し上げます。一覧にもございますように、まず大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画（あやめ池遊園地跡地）の変更（案）についてでございます。ご審議していただき賛否をとりたいと思います。案件の地区計画の変更及び生産緑地地区の変更については、市の決定事項であります。

では、次第に従いまして、まず大和都市計画の地区計画の変更の案について、事務局からご説明よろしくをお願いいたします。

事務局

都市計画課の〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

まずお手元に配付いたしておりますA3縦1枚のあやめ池遊園地跡地地区計画新旧計画図、同じくA3横1枚の生産緑地地区変更一覧につきましては、お手数をおかけいたしますが、後ほどの説明の際にご覧いただけたらと思います。なお、生産緑地地区変更一覧につきましては、資料2の5に掲載してい

るものと同じものを配付いたしております。

それから、本日は午前11時にエリアメール及び緊急速報メールのテスト配信が行われます。このメールは、地震災害など緊急な事態が発生した場合に避難等の情報をお知らせする大切なメールであり、着信音も特殊なものです。一部の機種では、マナーモードの設定においても着信音が鳴るように設定されていると聞いております。

それでは、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更（案）についてご説明申し上げます。

今回初めて委員にご就任していただいた方もおられますので、まず最初に地区計画制度について少し説明をさせていただきます。

地区計画制度とは一定の広がりを持った地区を対象とした制度で、その地区にふさわしい土地利用、建築物や公共施設などのルールを住民や関係する権利者との話し合いで定めることにより、地区の実情に合ったきめ細やかな規制、誘導が可能になる制度です。奈良市では前回の当審議会にてご審議いただきまして本年24年8月9日に決定いたしました東登美ヶ丘五丁目地区計画のほか、現在34地区、約205ヘクタールの区域に指定をしております。

資料1の1ページの左側、総括図をご覧ください。あやめ池遊園地跡地地区計画の区域は、近鉄菖蒲池駅の北側に位置し、平成16年に閉園しましたあやめ池遊園地跡地において、地域の生活拠点として総合的な整備を目指し、都市基盤整備や土地区画整理事業が行われた区域であります。当該地区計画は、それらの事業効果を損なうことなく適正な土地利用を誘導する目的で平成19年12月21日に決定されたものであり、平成23年3月1日に土地区画整理事業が完了したことで、現在戸建て住宅を中心に建築計画が継続して行われているなど、新しいまちづくりが進んでいる地区であります。

次に、資料1の1ページの右側をご覧ください。こちらには、あやめ池遊園地跡地地区計画の変更についての概要を掲載しています。また、あわせてお手元の資料、あやめ池遊園地跡地地区計画新旧計画図をごらんください。

まず地区計画の変更理由としましては、あやめ池遊園地跡地地区において、都市基盤整備と土地区画整理事業が行われ、街区整備が完了した地区計画区域の一部において、周辺に形成されている戸建て住宅地域と調和した街並みを形成し、良好な住環境を有する低層戸建て住宅地として土地利用の誘導を図るため、地区の区分を変更するものです。

また、土地区画整理事業の換地処分区域に合わせ、地区計画区域に隣接した住宅地の土地利用との整合を図るため区域を変更するものです。さらに、地区施設については、土地区画整理事業において整備が完了し、奈良市管理の公共施設として維持保全が確保されたため位置づけを削除するものです。

次に、土地利用の方針の変更内容としましては、従前の地区計画B地区を誘致施設用地B地区と低層戸建て用地D地区に区分します。D地区は、地区計画区域の東側境界に接する箇所の一部に設けます。このあたりなんですけれども、B地区のこのあたりになります。

本日配付した資料の下段、新計画図をご覧ください。赤字で示したD地区の周囲は、緑色で示した第一種低層住居専用地域に指定されている既存の戸建て住宅地となっております。

1の1ページへ戻りまして、B地区約13.1ヘクタールについては内容の変更はありませんが、利便の高い暮らしを支える都市機能を誘導し、周辺環境と調和のとれた秩序ある市街地の形成を図ります。新たに設けるD地区約1.2ヘクタールについては、周辺の第一種低層住居専用地域に所在する住宅地と調和した良好な住環境を有する低層戸建て住宅地として将来的な土地利用の維持保全を図ります。

次に、建築物等の整備の方針としまして、A地区、B地区及びC地区における制限は現行の制限内容

を変更せず、新設のD地区については周辺の低層戸建て地と調和した街区形成を図るため、建築物の用途の制限、容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定めます。

資料1の2ページをご覧ください。こちらから1の7ページには、ページ右側に変更前、ページ左側に変更後の地区計画の計画書を掲載しています。赤文字で示しておりますのが変更する箇所となっております。

1の3ページ、右側上段をご覧ください。地区施設については、当初民間事業者の行う土地区画整理事業において整備される予定の施設を位置づけしたのですが、今現在は土地区画整理事業において整備が完了し、市所管課への引き継ぎが行われたことで、奈良市管理の公共施設として将来的に維持保全が確保されたため位置づけを削除するものです。

前方スクリーンをご覧ください。赤いマーキングの箇所が現況計画での地区施設を示しております。変更計画では、市道の認定路線を対象に壁面の位置の制限を定めます。

資料1の3ページに戻りまして、左側をご覧ください。次に、具体の地区整備計画としまして、まず建築物の用途の制限において、新たに低層戸建て住宅地として土地利用を図るD地区について、従来から低層戸建て住宅地として制限を定めているC地区と同様の制限を定めます。低層戸建て住宅を主体とするため、長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を禁止し、また店舗、事務所、その他規模の大きい敷地が必要になる不特定多数の利用する建築物の建築を禁止する制限を定めます。

1の4ページ左側をご覧ください。次の建築物の容積率の最高限度と建築物の建ぺい率の最高限度は、従来のA地区、B地区、C地区には定めていない制限となっております、D地区のみに制限を定めます。

まず建築物の容積率の最高限度において、北側に隣接する住宅地と調和した60%に制限し、住環境の保全を図ります。また、建築物の建ぺい率の最高限度においても同様に北側に隣接する住宅地と調和した40%に制限し、住環境の保全を図ります。下段に示しております建築物の敷地の最低限度においては、制限内容に変更はございません。

1の5ページ左側をご覧ください。次に、壁面の位置の制限において、A地区及びB地区について、道路境界線の対象となる道路の名称を土地区画整理事業における道路名から奈良市管理の市道認定路線名へ変更します。D地区について、各敷地境界線からの距離を北側に隣接する住宅地と調和した1メートルに制限し、住環境の保全を図ります。

次の建築物の高さの最高限度についてもD地区のみに制限を定めます。北側に隣接する低層戸建て住宅地と調和した最高高さ10メートルの制限を定め、かつ敷地の北側に境界線までの水平距離に応じた斜線による建築物の高さ制限を定めることで住環境の保全を図ります。

資料1の6ページ、左側をご覧ください。次に、建築物の形態又は意匠の制限において、北側に隣接する住宅地環境に配慮し、落ちついた町並みを形成するため、低層戸建て住宅地であるC地区と同様に、1では建築物の屋根の形状や色彩の制限を設け、2において建築物の外壁などの色彩について制限を設けております。

資料1の7ページ、左側をご覧ください。次に、垣又はさくの構造の制限において、北側に隣接する住宅地環境に配慮し、低層戸建て住宅地であるC地区と同様の制限を設け、敷地の道路に面する部分の緑化を図ります。

1の8ページをご覧ください。危険物の数量を定める別表を掲載しています。制限内容に変更はございません。

1の9ページをご覧ください。変更前の地区計画の計画図Iにおいて、ABC各地区の区分を示して

おります。変更後の計画図Ⅰは1の11ページに掲載しております。

資料1の10ページをご覧ください。変更前の地区計画の計画図Ⅱにおいて、地区施設の位置を示しております。変更後の計画図Ⅱは1の12ページに掲載しております。

資料1の11ページをご覧ください。変更後の地区計画の計画図Ⅰにおいて、A B C D各地区の区分を示しております。

資料1の12ページをご覧ください。変更後の地区計画の計画図Ⅱにおいて、建築物の壁面の位置の制限を示しております。

1の13ページをご覧ください。土地区画整理事業の換地処分区域にあわせて、当初の事業区域から除外された箇所について、地区計画区域に隣接した住宅地の土地利用との整合を図るため、地区計画の区域を変更する箇所を黄色で示しています。変更面積の合計は約361平方メートルの減少となりますが、地区計画書に示す区域面積約20.8ヘクタールの変更はございません。

資料1の14ページをご覧ください。区域の南側、近鉄菖蒲池駅方面から望む当地区計画区域の土地区画整理事業完了後における近影の空撮写真を掲載しております。地区計画区域内の公共施設については、現在、道路、公園及び緑地などの全ての施設が奈良市の管理施設に移管されております。

以上があやめ池遊園地跡地地区計画の変更案ですが、この都市計画案につきまして本年9月20日から10月4日までの間、都市計画法第17条の規定に基づく縦覧を実施しましたところ5名の方が縦覧をされましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上、あやめ池遊園地跡地地区計画の変更（案）についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

ご説明ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから説明を受けましたが、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画（あやめ池遊園地跡地）の提案について、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。特にご質問ございませんか。

もし特にご質問がないようでしたら、この案どおりで計画等についてお諮りしたいと思います。よろしいですか。

（委員からはいの声）

それでは、ご質問がないということで、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画（あやめ池遊園地跡地）の変更（案）については、市が決定する都市計画でありますので、都市計画法第19条の規定により、賛否をとりたいと思います。

当案について、原案どおり変更することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

はい、全員賛成ということであります。原案どおり可決すると思いたします。

それでは、次の案件に参りたいと思います。

生産緑地地区の変更（案）についてでございます。事務局のほうから説明お願いいたします。

事務局

それでは、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更（案）についてご説明申し上げます。

まず初めに、生産緑地地区の概略についてご説明いたします。お配りしております生産緑地地区変更一覧につきましては、随時説明の際にご覧いただけたらと思います。

資料2の1ページをご覧ください。生産緑地地区の目的は、営農行為により緑地として、災害の防止や環境保全機能を発揮する市街化区域内の農地等の計画的な保全を図ることにあります。生産緑地法第3条において都市計画に定める生産緑地地区が規定されており、環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効果を有し、用水路・排水路の確保などの営農条件を備えている市街化区域内にある500平方メートル以上の一団となる農地等の区域に定められるものです。

奈良市では、平成4年12月25日に664地区、面積117.32ヘクタールで当初の指定を行っております。当初の指定以降、主たる従事者の死亡または故障による買い取り申し出や、道路等の公共施設設置による削除のほか、平成23年12月に行われた生産緑地地区の都市計画変更により、現在657地区、111.58ヘクタールを生産緑地地区として指定しています。

生産緑地に指定された土地については、生産緑地法第7条により、農地等としての適正管理が義務づけられ、生産緑地法第8条により、営農のために行う行為以外の建築行為や造成行為が制限されます。生産緑地地区が指定されますと、以上のような営農を前提とした管理上の義務や制限が課せられるため、生産緑地地区の指定は、生産緑地の所有者等の同意を得て定めています。しかし、同意の段階において予測可能な期間を経過した場合として、指定後30年を経過した場合や、また明らかな事情変更により営農の継続が不可能となる場合として、主たる従事者が死亡したり、営農に従事することを不可能とさせる故障が生じた場合には、市長に対し、生産緑地を買い取るべき旨を申し出ることができるものとして権利救済が図られています。これが、生産緑地法第10条に規定する生産緑地の買い取り申し出制度です。

資料2の2ページをご覧ください。生産緑地地区制度の仕組みをフロー図で示しています。重複いたしますので、市長への買い取りの申し出以降についてご説明申し上げます。

買い取り申し出が提出されますと、提出された日から1か月以内に、市や県などが買い取るか買い取らないかを、市長は申し出者に通知しなければなりません。買い取らない場合は、当該生産緑地を農家や農業に従事することを希望する者が取得できるよう斡旋を行います。この斡旋においては、奈良県農業協同組合と奈良市農業委員会にも斡旋に協力いただくとともに、本市のホームページに掲載し、斡旋に努めております。

斡旋等を行ったものの、買い取り申し出提出の日から3か月以内に所有権の移転が行われなかった時は、買い取り申し出に係る生産緑地については、生産緑地法第7条の農地としての適正管理義務、第8条の建築行為や造成行為の制限及び第9条の現状回復命令等に関する規定は適用されなくなります。

このように営農が継続されなくなる生産緑地として、フロー図ではいちばん下の左、道路等の公共施設の敷地となった場合、真ん中の買い取り申し出がなされ、買い取る旨の通知を行い公園等となった場合、それから右ですね、先ほどの買い取り申し出がなされ3か月以内に所有権の移転がなされなかった場合などがあり、これらについて都市計画の変更が必要となりますので当審議会に付議させていただきます。

続いて、今回の変更案についてご説明いたします。

資料2の3ページをご覧ください。変更の理由につきましては、市街化区域内の農地等について、特定土地区画整理事業において大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく要請のあったものについて追加指定を行うとともに、公共施設の敷地の用に供されるもの、生産緑地の買い取り申し出により行為の制限の解除に至ったもの及び指定区域錯誤によるものを削除するため、所要の変更を行うものです。

資料2の4ページ、左側をご覧ください。今年度の案件には、生産緑地地区の新規追加指定の案件が1件ございます。通常、奈良市では農地所有者からの随時の指定申し出による新規追加指定については行なっておりません。例外的に行ないます農地所有者の意向把握に基づく生産緑地地区の追加指定要件には、市街化調整区域から市街化区域への区域区分が変更される場合のほか、三大都市圏の特定市における平成5年以降の生産緑地地区の指定についてに記載していますように、(1) その他の制度に基づき指定の要請ができる場合や(2) 真にやむを得ない事由による場合など、大きくは2項目ございます。

(1) その他の制度に基づき指定の要請ができる場合については、①にその要件を抜粋で記載していません。(2) 真にやむを得ない事由による場合については、今年度の変更には該当する地区がございませんので省略いたしております。

これらのことは建設省から示されております通達からの抜粋で、平成5年1月27日付建設省都市局長通達の内容です。ページの下段には、今回の案件であるその他の制度として、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第106条を掲載しております。なお、これ以降の説明では同法については、特別措置法と省略させていただきます。

資料2の4ページ2の右側をご覧ください。生産緑地地区に関する都市計画の変更については、方針1に記載していますように生産緑地地区の地区除外と、方針2に記載していますように交換分合等による生産緑地地区の位置の変更など大きくは2項目ございます。

方針1に記載の地区除外については、(1) に除外となる要件を抜粋で記載しています。方針1は奈良県から示されております生産緑地地区の地区除外に関する都市計画の運用についてからの抜粋で、平成3年10月7日付奈良県土木部長通知の内容です。

地区除外の要件として、(1) に①②の2項目示されており、②に記載のその他都市計画上の要請に基づき必要が生じた場合(ア)については、平成3年10月7日付奈良県都市計画課長通知で示された項目でございます。

方針2に記載の交換分合等による生産緑地地区の位置等の変更は、奈良県から示されております生産緑地法の運用についてからの抜粋ですが、今年度の変更には交換分合による位置の変更に該当する地区がございませんので省略いたしております。

資料2の5ページをご覧ください。今年変更を予定しています一覧で、上段項目左より、変更理由、事務上の整理番号、地区名、削除箇所、追加箇所のおおの生産緑地地区番号、筆数、面積、変更に係る方針欄に2の4ページに記載の都市計画変更についての該当項目、そして資料のページ番号を記載しております。

生産緑地地区に関する都市計画の変更に係る理由については、整理番号①は、新規追加指定の要件1の(1)に該当し、特定土地区画整理事業において特別措置法に基づく生産緑地に関する都市計画についての要請が行なわれたため、新規に追加指定を行うものです。これは特定土地区画整理事業の実施により、集合農地区に換地される農地等について、土地所有者より都市計画に生産緑地地区を定めるべきことを要請すべき旨の申し出があった場合、特定土地区画整理事業の施行者がその旨を公示した上で、生産緑地地区を定めるべきことを都市計画を定める者に要請することにより生産緑地地区の指定を行

うものです。

整理番号②から⑤は、変更についての方針1の(1)の①に該当し、公共施設等の敷地の用に供するため削除されるもので、これらの地区は奈良市道に供されるため一部が削除されるもの及び社会福祉施設の敷地に供されるため削除されるものです。

整理番号⑥から⑰は、変更についての方針1の(1)の②(ア)に該当し、主たる従事者が死亡または故障により営農できなくなり、市への買い取り申し出がなされ、市、県、関係機関及び他の農業従事者への斡旋の結果、ともに不調であったため生産緑地法第14条の規定により行為制限の解除に至り削除されるものです。

変更に係る方針欄の括弧内には、主たる農業従事者が営農できなくなった理由として、死亡または故障を記載しております。なお、農業従事を不可能にさせる故障については、生産緑地法施行規則第4条の規定により、両目の失明、神経その他身体各部位の著しい障害、それらに準じる障害及び長期の入院などにより市町村が認定したものとなっておりますので、奈良市では、身体障害者手帳3級相当の障害を基準とし、身体障害者手帳の有無、身体障害者福祉法第15条の奈良県指定医による所定の診断書記載の所見及び入院証明などにより、認定を行っております。

資料2の6ページの生産緑地指定総括図をご覧ください。今年変更を予定しています生産緑地地区の位置を記入しております。図中、①から⑱は事務上の整理番号で、資料2の5ページの一覧表の整理番号を記載しております。赤字で追加箇所を、青字で削除箇所を記載しております。

それでは、変更案の内容についてご説明いたします。

資料2の7ページをご覧ください。整理番号①については、特定土地区画整理事業において、特別措置法に基づく生産緑地に関する都市計画についての要請が行なわれたため、新規に追加指定を行うものです。

JR奈良駅南特定土地区画整理事業において、集合農地区に換地される農地について、土地所有者より、都市計画に生産緑地地区を定めるべきことを要請すべき旨の申し出があったため、特定土地区画整理事業の施行者奈良市長がその旨を公示し、生産緑地地区を定めるべきことを、都市計画を定める者に要請することによって、新たに生産緑地、地区番号740の指定を行う内容です。

当該地は、JR奈良駅の南、約600メートルのJR大和路線とJR桜井線が分岐した付近に位置しております。集合農地区とは、権利者の希望により農業経営地区として特定土地区画整理事業において設けることができる、農地等を集合すべき土地の区域をいいます。今回の換地においては、従前地の大森西町651番、652番1、656番2が仮換地29街区6画地に、従前地の大安寺七丁目655番1、656番1が仮換地29街区7画地に指定されております。この2つの換地、約1,522平方メートルについて追加指定を行なうものです。

資料2の8ページをご覧ください。

詳細図として、土地区画整理事業における換地区に従前の農地を青色の実線で、集合農地区仮換地における生産緑地を赤色で示しております。なお、JR奈良駅南特定土地区画整理事業における特定農地区への換地申し出をされたのは今回地区の所有者のみで、集合農地区も当地区の区域のみに事業計画の変更を行っております。

お手元の資料、生産緑地地区変更一覧をご覧ください。整理番号②から⑤の変更理由は、生産緑地法第2条第2号に規定する公共施設等の敷地の用に供するため、生産緑地の一部が削除されるものです。生産緑地法第2条第2号に規定する公共施設とは、公園、緑地、その他公共の用に供する施設及び学校、病院、その他公益性が高いと認められる施設が該当します。

2の9ページの左側の図をご覧ください。整理番号②については、地区番号127において、法に規定する公共施設の敷地の用に供するため生産緑地の一部が削除されます。当該施設は、道路法による道路で該当しております。当該地は、近鉄大和西大寺駅の北西約1,700メートルの秋篠町に位置しております。

右側の図をご覧ください。地区番号127の西側に都市計画道路大和中央道が通っており、秋篠町より南の延伸整備に伴い生産緑地の一部が買収され、約144平方メートルを削除するものです。当該部分の街路改良工事は街路課が行い、計画幅員24メートルで実施設計後の施工を予定しております。

資料2の10ページ、左側の図をご覧ください。整理番号③については、地区番号357及び358において、法に規定する公共施設の敷地の用に供するため、生産緑地の一部が削除されます。当該施設は、奈良市道あやめ池疋田線の一部であり、道路法による道路で公共施設に該当しております。当該地は、近鉄菖蒲池駅の南約1,500メートルの第二阪奈道路宝来ランプの北側の宝来町に位置しております。

右側の図をご覧ください。当該生産緑地地区の一部に重なる市道あやめ池疋田線は、疋田町を經由して主要地方道奈良生駒線の（宝来町）まで約1.7キロメートルを結ぶ路線であり、一部区間は完成、供用しております。宝来町の未整備区間670メートルについては、平成21年から25年にかけて事業中であり、今回生産緑地の一部が買収され、約171平方メートルを削除するものです。当該部分の道路改良工事は道路建設課が行い、計画幅員は9.25メートル、平成24年度は用地取得を完了し、その他すでに取得した箇所の工事を施工する予定となっております。

資料2の11ページの左側の図をご覧ください。整理番号④については、地区番号377において、法に規定する公共施設の敷地の用に供するため生産緑地の一部が削除されます。当該施設は、老人デイサービスセンター及びサービス付高齢者向け住宅であり、社会福祉法に基づく社会福祉施設として公共施設に該当しております。地区番号377については、斜線で示されている箇所が、後ほど整理番号⑬でご説明いたします、買い取り申し出によって生産緑地法第14条の規定による行為制限の解除となっており、一帯にあわせて公共施設の敷地となったものです。当該地は、近鉄大和西大寺駅の南西、約1,500メートルの宝来四丁目に位置しております。

右側の図をご覧ください。老人デイサービスセンター及びサービス付高齢者向け住宅の土地利用計画平面図を掲載しております。整理番号④に該当する青線で囲った部分約72平方メートルを削除するものです。

資料2の12ページの左側の図をご覧ください。整理番号⑤については、地区番号713において、法に規定する公共施設の敷地の用に供するため、生産緑地の一部が削除されます。当該施設は、奈良市道西部第531号線の一部であり、道路法による道路で公共施設に該当しております。当該地は、近鉄富雄駅の北、約1,150メートルの二名三丁目に位置しております。

右側の図をご覧ください。現在は、地区番号713を貫くように、朱線を表示しております奈良市道西部第531号線が通っております。点線で示す以前の市道部分と生産緑地地区の土地との交換を行ったことで、市道の付け替えとなった道路の部分、約58平方メートルを削除するものです。当該部分の道路整備は、道路法第24条申請に基づき申請者が行い、平成24年3月の市道区域の変更告示と同時に幅員4メートルで供用しております。

お手元の資料、生産緑地地区変更一覧をご覧ください。次の整理番号⑥から⑰の変更理由は、生産緑地の買い取り申し出により行為の制限解除に至ったものの削除となっております。生産緑地法第14条の規定により、買い取り申し出後、あっせんの期間を含めて3カ月の期間内に所有権の移転が行われな

かった場合には、生産緑地の所有権の権利保護の観点から行為制限の解除を行うものです。

資料2の13ページの左側の図をご覧ください。整理番号⑥の当該地は、近鉄けいはんな線学研奈良登美ヶ丘駅の南西約1,000メートルの押熊町に位置しております。主たる従事者が故障のため、地区番号2及び3、約2,434平方メートルについて買い取り申し出がなされ行為の制限解除に至ったものです。

右側の図をご覧ください。整理番号⑦の当該地は、近鉄大和西大寺駅の西約600メートルの西大寺野神町、西大寺新田町に位置しております。主たる従事者が故障のため、地区番号214及び215の一部、約1,231平方メートルについて買い取り申し出がなされ行為の制限解除に至ったものです。

資料2の14ページ、左側の図をご覧ください。整理番号⑧の当該地は、近鉄大和西大寺駅の西約600メートルの西大寺新田町に位置しております。先ほどご説明いたしました整理番号⑦の北側の生産緑地となります。主たる従事者が故障のため、地区番号215の一部、約1,133平方メートルについて買い取り申し出がなされ行為の制限解除に至ったものです。

右側の図をご覧ください。整理番号⑨の当該地は、近鉄大和西大寺駅の南西約800メートルの青野町に位置しております。主たる従事者が故障のため、地区番号240及び260の一部、約3,389平方メートルについて買い取り申し出がなされ行為の制限解除に至ったものです。地区番号260の南側の斜線で示した農地については、生産緑地指定時の公簿面積が500平方メートルを上回っておりますが、隣接地との筆界確認を行なった結果、実測面積が確定し、面積要件の500平方メートルを欠くことが土地所有者より明らかにされたため、あわせて指定の削除となるものです。

資料2の15ページ、左側の図をご覧ください。整理番号⑩の当該地は、近鉄大和西大寺駅の南約600メートルの近鉄西大寺駅南土地区画整理事業の仮換地指定による菅原町に位置しております。主たる従事者が故障のため、地区番号272、約853平方メートルについて買い取り申し出がなされ行為の制限解除に至ったものです。

右側の図をご覧ください。整理番号⑪の当該地は、近鉄富雄駅の南約1,250メートルの三碓六丁目に位置しております。主たる従事者が故障のため、地区番号327の一部、約466平方メートルについて買い取り申し出がなされ、行為の制限解除に至ったものです。

資料2の16ページ、左側の図をご覧ください。整理番号⑫の当該地は、第二阪奈宝来ランプの南西約1,650メートルの石木町に位置しております。主たる従事者が故障のため、地区番号350の一部及び351、約3,321平方メートルについて買い取り申し出がなされ行為の制限解除に至ったものです。

右側の図をご覧ください。整理番号⑬の当該地は、近鉄大和西大寺駅の南西、約1,500メートルの宝来四丁目に位置しております。主たる従事者が死亡のため、地区番号377の一部、約1,357平方メートルについて買い取り申し出がなされ行為の制限解除に至ったものです。先ほどご説明しました整理番号④は、当該地の東側の隣接地で面積要件の500平方メートルを欠くため、あわせて指定の削除になる農地であったものですが、当該地と一体に、社会福祉法に基づく社会福祉事業として生産緑地法第2条第2号に規定する公共施設の敷地の用に供するため削除されるものです。

資料17の左側の図をご覧ください。整理番号⑭の当該地は、市役所の南西それぞれ約800メートル、約1,100メートルの四条大路二丁目、四条大路三丁目に位置しております。主たる従事者が故障のため、地区番号459、463及び477の一部、約3,686平方メートルについて買い取り申し出がなされ行為の制限解除に至ったものです。

右側の図をご覧ください。整理番号⑮の当該地は、近鉄奈良駅の南東約1,400メートルの高畑町

に位置しております。主たる従事者が死亡のため、地区番号537、約871平方メートルについて買い取り申し出がなされ行為の制限解除に至ったものです。

資料2の18ページ、左側の図をご覧ください。整理番号⑯の当該地は、JR奈良駅の南約2,700メートルの東九条町に位置しております。主たる従事者が死亡のため、地区番号602、604の各一部及び607、約3,304平方メートルについて買い取り申し出がなされ行為の制限解除に至ったものです。

右側の図をご覧ください。整理番号⑰の当該地は、JR奈良駅の南約2,700メートルの東九条町に位置しております。主たる従事者が死亡のため、地区番号605の一部、約791平方メートルについて買い取り申し出がなされ、行為の制限解除に至ったものです。地区番号605の南側の斜線で示した農地については、面積要件の500平方メートルを欠くことになるためあわせて指定の削除となるものです。

資料2の19ページの左側の図をご覧ください。整理番号⑱の当該地は、近鉄富雄駅の北約1,800メートルの二名平野一丁目に位置しております。当該地の南隣接地において開発事業が行なわれた際に当該地との筆界が確認されたため、土地所有者の申し出に基づいた従来の生産緑地地区の指定図との錯誤が発覚したため、その一部を修正するものです。指定面積には変更はございません。右側の図は上が変更前の指定図、下が変更後の指定図となっております。

戻りますが、2の3ページをご覧ください。お手数をおかけして申しわけございません。生産緑地地区の変更計画書となっております。ただいまご説明いたしましたこれらの変更により、生産緑地の面積が約2.24ヘクタール減少し、109.34ヘクタール、地区数が11地区減少し、646地区となります。

以上が生産緑地地区の変更案ですが、この都市計画案につきまして、本年9月20日から10月4日までの間、都市計画法第17条の規定に基づく縦覧を実施しましたところ、9名の方が縦覧されましたが意見書の提出はございませんでした。

以上、生産緑地地区の変更（案）についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

説明ありがとうございました。

では、ただいま事務局のほうから説明を受けました生産緑地地区の変更案について、ご質問等ございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

〇〇委員

失礼します。この本案件について特に異議はございませんし、民地ですのでそれをなかなかいいですか、だめという理由も見つからないんですけども、こういう変更といいますか、生産緑地を解除して恐らくほかの用途、住宅地になるのか、ほかのほうに地区のほうが変わっていくと、利用形態が変わっていくということは国都審というこの審議会で議論することではないかもしれませんが、奈良市全域において農業用地域というか、農業エリア生産者の方が手放されていくというその現状に対して、何か奈良市として考えておられることなどがございましたらちょっとお教えいただきたいと思っております。

会長

では事務局、ご回答をよろしく願いいたします。

事務局

今のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

この生産緑地というのは、農業分野と非常に密接なかわりがあるということで認識しております。先ほどもお話しがありましたように、生産緑地は申請者の申請に基づいて指定させていただいておるものでございまして、都市計画分野として農地が減っていくということに対しましては、緑が少なくなっていくというのは事実でございますけれども、生産緑地で指定させていただいている地区につきましては宅地化される予備軍だという位置づけを都市計画分野のほうではしております、この範囲、今少なくなっているには少なくなっておりますけれども、この程度の宅地化される状況であれば、都市計画としては今のところ余り影響がないというふうに考えております。以上でございます。

〇〇委員

ありがとうございます。面積的には軽微な変更といいますか、全体の中では大きな規模ではないというのは承知しているんですが、多分この傾向というのは、おっしゃっておられるようにやがては宅地化するであろうという予備軍的なものであるというのは、間違いないだろうと思うんですが、そこを何とか生産緑地というのを実情と共にといいますか、奈良市の中の田畑の景観というのは非常に、ほかのエリアに比べても非常に重要な位置づけになるのではないかなというふうに思いますので。奈良市全体において生産緑地を維持するということか、もっと農が活発になるようなそういう取り組みというのもされているのではないかということ、景観を含めてですね。農業という営みと、それから景観的なこととか、奈良市の中の生産緑地の位置づけということからも予備軍としてやむを得ないのではないかと受けとめは理解できるんですが、そこをもう少し農地を活性化するかということか、そういう取り組みもあるのかなというふうに思っているところがございまして少しお尋ねをします。

会長

追加で景観の視点から何かお答えいただけてよろしいですか。

〇〇委員

もしあればいただければと思います。

会長

景観担当の方がいらっしゃいましたね、確か。そのあたりの視点からいかがですか。

事務局

失礼します。景観課でございます。

景観課としましても貴重な取り組みというんですか、そのような農地が減少しているということにつきましては非常に残念なことだというふうに考えております。都市の中の緑ということで、今後何らかの手だてがあったらいいなというふうには考えておりますけれども、その辺今後の検討課題というふうにさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

会長

〇〇委員いかがですか、よろしいですか。

〇〇委員

難しい検討課題ではあるんですが、ぜひ前向きにというか、この傾向というのは多分今に始まったことではなく平成に入ってから加速度的にこういう傾向にあるのかなというふうに思うんですが、奈良市の良さは何であるかということを考えてときに非常に重要なことではないのかなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

会長

では、ほかに何かご質問等ございますか。どうぞ、〇〇委員。

〇〇委員

すみません、質問なんですけれども、資料の2の12ページの整理番号⑤についてなんです、すみません、私現場をよく知らないので場違いのことを申し上げるかもしれないんですけれども、削除箇所というのは市道を真っすぐここを通すために削除されたということなんですけれども、これと交錯する形で斜め右下に道が一つ通っているんですが、これは残ったままなんでしょうか。

事務局

土地の交換を行っておりますので、もともと市道となっておりますこちらについては、所有者の方、交換された方の自己所有地になっております、今現在は。

〇〇委員

ということは道としては存在しない。

事務局

そうですね。畑のような形になるんですけど、もともと里道ですので幅員としては1.5m程度の土地になりますので、一体的に今後どうされるかというのは所有者の方の判断によることになります。

〇〇委員

じゃ適宜このまま残っているとすると、恐らく道路交通上非常に危険な箇所になる可能性があります、外側にカーブしているところの出口が2つ出てきますんで、例えば左側から走行してきた車両が前の車両に気がついたときに減速しても、その次もういないだろうと思って加速する可能性があります、よく事故が起こるような道路形状になってしまっていたので。もし解消されているのであれば問題ないと思うんです。

会長

じゃご理解いただけましたでしょうか。

ほかに何かございませんか。よろしいですか。

特にほかにはご質問がないようですので、生産緑地地区の変更（案）については、市が決定する都市計画でありますので、都市計画法第19条の規定により、この場で賛否をとりたいと思います。

では、生産緑地地区の変更（案）について、原案どおり変更することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

はい、全員賛成ということで、生産緑地地区の変更（案）については、原案どおり可決とさせていただきます。

それでは、次の案件に移りたいと思います。建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（一般廃棄物処理施設）の敷地の位置について、事務局から説明をよろしくをお願いいたします。

（追加資料配付）

事務局

失礼します。建築指導課の〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

資料の説明に入る前に、大変恐縮でございますが、資料の訂正についてお詫びを申し上げます。事前に送付させていただいた資料の4ページと15ページに一部修正がございましたので、本日はその内容を修正した資料をお手元に改めて配付させていただきました。その修正箇所につきましては、順次ご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

それでは、建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可申請の案件につきましてご説明させていただきます。

本案件は、プラスチックごみの一般廃棄物中間処理施設としての許可を受けることについて許可権者である特定行政庁が、本審議会に対し都市計画の視点からご意見を伺うものであります。基本的に都市計画区域内の市街化区域については用途地域が指定されており、建築基準法でそれぞれの用途地域において建築できる建築物を定めております。しかし、周辺への影響が懸念される施設については建築基準法第51条の規定があり、汚物処理場やごみ焼却場などの処理施設は、その敷地の位置を都市計画決定したものでなければ建設できないことになっております。本市において都市計画決定により操業している施設としましては、左京五丁目の環境清美工場や大安寺西二丁目の衛生浄化センターがこれに該当いたします。

また、条文にはただし書がございまして、都市計画決定になじまない施設、例えば民間施設であり恒久性が担保されない施設等については、特定行政庁が本審議会の議を経まして、都市計画上支障がないと認めて許可した場合、建築可能となっております。本市でただし書許可の事例といたしましては過去に4件ございまして、汚物処理場が3件と、平成16年に今回この申請場所で許可を受けたプラスチックごみの一般廃棄物中間処理施設の1件でございます。

その後、プラスチックごみの一般廃棄物中間処理施設につきましては、当時の事業者により事業計画の中止に伴い、平成22年度に許可の取りやめがされました。本来、建築基準法第51条ただし書は敷地の位置に対しての許可のため、許可条件の変更がなければ申請者の名義の変更等は可能となります。しかし、当時の事業者より許可そのものの取りやめがされているため、今回改めて現事業者よりプラスチックごみの一般廃棄物中間処理施設の許可申請が提出され、本審議会に付議することとなったもので

す。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

本日配付させていただいた資料をご覧ください。表紙の裏面の資料3の1ページは目次となっており、各資料の名称と右側にページ番号を記載しております。

資料3の2ページをご覧ください。先ほどご説明させていただきました建築基準法第51条ただし書の条文を記載しております。中央の線で囲われた部分がただし書の内容で、「特定行政庁が都道府県都市計画審議会」、奈良市におきましては奈良国際文化観光都市建設審議会、「の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りではない」とされております。

資料3の3ページをご覧ください。位置図になっており、申請地は赤い線で囲われた部分で、奈良市の南部に位置し、水色に着色された工業地域に指定された区域の中にございます。また、隣接している大和郡山市の用途地域は市街化調整区域となっております。

資料3の4ページをご覧ください。周辺図になっており、先ほど申しました訂正箇所は、図面中央下の茶色で囲われた西九条緑地、通称平城京羅城門跡公園を追記させていただきました。また、凡例の緑色の線を「市境」という表現から「大和郡山市との境界線」に変更いたしております。赤色に着色された部分が申請地で、青色が工場等の施設、黄色が店舗等の施設を示しております。

資料3の5ページをご覧ください。左側が建築基準法第51条ただし書の規定により今回申請された許可申請書の第一面です。右側が許可申請書の建築物及びその敷地に関する事項を記載したもので、申請場所の住所は奈良市西九条町五丁目4の3及び4の13で、用途地域が工業地域に指定されております。全面道路の幅員は11メートルとなっており、敷地面積が3,722.18平方メートルとなっております。建築面積の合計が539.99平方メートルで、建ぺい率が14.51%、延べ面積の合計が524.99平方メートルで、容積率が14.11%となっております。現在は平成23年3月10日付で検査済証を取得し、倉庫として利用されており、本申請の許可後、一般廃棄物の中間処理施設へと用途の変更をする計画となっております。

資料3の6ページをご覧ください。左側が現在建てられている倉庫の検査済証で、指定確認検査機関より交付されています。右側が、特定行政庁が許可しようとする理由書でございます。

都市計画上、支障があるかないかの判断基準は法令的には明確にはなっておりませんが、本市の土地利用計画や当施設が設置されようとする敷地の周辺の土地利用状況、また、周辺環境等を視野に入れ、当施設がこちらに来ることについての影響を検討しております。土地利用状況では、当該施設が所在する位置が工業地域であること。交通環境面では、主要幹線道路である国道24号線から約300メートルの位置にあり、前面道路である奈良市道南部183号線の幅員は11メートルで広いこと。生活環境では、近隣に学校、病院、住宅群等がないこと。また、風致地区に指定されていないこと。奈良市洪水ハザードマップにおいて水害の恐れが低い地域と位置づけられていること。これらの事項を考慮し、当該処理施設の敷地の位置について都市計画上支障がないと考えております。

資料3の7ページをご覧ください。左側が一般廃棄物処理施設設置許可までの手続の流れをフローにしたもので、環境部企画総務課において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、環境調査専門部会・奈良市清掃業務審議会、環境アセスや地元同意等について審議され、設置許可がなされております。右側が、一般廃棄物処理施設設置許可証となっております。

資料3の8ページから資料3の10ページは環境アセス概要書で、大気質、騒音、振動、低周波音、粉じん、悪臭、交通量等、環境について調査及び対策が検討され、環境調査専門部会において協議された環境アセスの概要を示しております。

資料3の11ページをご覧ください。当該施設の配置図と敷地の断面図で、配置図の上が北となっており、矢印がパッカー車の通行経路で、建物西側に約50台のパッカー車が待機できるスペースが設けられております。

資料3の12ページをご覧ください。写真の撮影した位置を示した位置図と各写真で、赤い矢印が撮影方向を示しており、①番から③番が敷地東側の前面道路側から撮影した写真で、④番から⑥番が敷地西側から撮影した写真です。

資料3の13ページをご覧ください。当該建築物の平面図で図面の上が北となっており、南北に15メートル、東西に33.2メートルの建築物で、構造が鉄骨造の平屋建てとなっております。

資料3の14ページをご覧ください。建築物の各立面図となっており、現在建築されている倉庫の屋根の一部を改修し、機械の一部が突出する計画となっております。

資料3の15ページをご覧ください。機械の配置と主な機械名称及び役割を簡略化した図面です。訂正箇所は、①番の前破袋機を破袋機と表現を変更し、機械の役割について修正いたしております。また、⑤番のサイクロン脱臭装置のふりがなが間違っておりましたので訂正させていただいております。申し訳ございませんでした。

図面のご説明をさせていただきます。搬入されたプラスチックごみは①番の破袋機に投入され、緑色の矢印に沿って処理されていきます。①番の破袋機は、プラスチックごみが入れられた袋を破るための機械です。②番は傾斜コンベアで、③番の風力選別機まで①番の破袋機で処理されたプラスチックごみを運搬します。③番の風力選別機は、プラスチックごみの軽量物を吸引することにより、重量物と分別をします。

分別された軽量物は、屋根上部に設けられた輸送ダクトを通り④番の圧縮減容梱包器内で1立方メートル程度の大きさに圧縮され、ビニールにて梱包されます。一時、場内にストックされ、たまり次第、適時場外に搬出されます。また、③番の風力選別機で吸引されなかった重量物はコンテナに詰められ、こちらもたまり次第、適時場外に搬出されます。⑤番はサイクロン脱臭装置で、施設内の臭気及び粉じんを除去するための装置となっております。

以上で、建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（一般廃棄物処理施設）の敷地の位置についての資料の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がございましたが、処理施設についてもう少し詳しい位置の説明がありましたら、もう特にないですか。じゃお願いします。

事務局

はい。本案件の中間処理の環境施設についてご説明申し上げます。

生活環境影響調査といたしまして、お手元資料の3ページ。

(テスト配信による着信音)

事務局

ただいまの着信音は、先ほどご説明したエリアメール及び緊急速報メールのテスト配信でございます。失礼いたしました。

事務局

失礼しました。お手元資料のページ3の8から3の10に環境アセス概要書として、大気質、騒音、振動、低周波音、粉じん、悪臭、交通量、廃棄物等の調査項目に分けまして、予測と評価項目並びに評価基準に対しまして予測と評価結果、保全措置を分類し記載しております。

本案件の中間処理施設の環境アセス評価につきましては、専門のコンサルタントにより作成された生活環境影響調査書に基づき、市の廃棄物の排出の抑制及びその処理の適正化を図るため、市長の附属機関である奈良市清掃業務審議会の下部組織として、奈良市廃棄物処理施設環境影響調査専門分科会を開催いたしました。当専門分科会の会長には大阪大学名誉教授の藤田教授を初めとして、騒音、振動については桑野大阪大学名誉教授、大気については近藤大阪大学准教授、廃棄物につきましては福岡大阪工業大学准教授の学識経験者の皆さんによるご審議をお願いいたしました。当分科会におきまして一般廃棄物処理施設設置許可申請に係る生活環境影響調査書について、平成23年9月5日付で周辺地域の生活環境の保全の見地から審査を行っていただきました結果、本計画において施設を稼働させても周辺の環境に甚大な影響をもたらす可能性は低く、生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるとのご報告をいただき、あわせて環境保全に配慮した事業計画となるよう附帯意見をいただいたところでございます。

附帯意見は次のとおりでございます。1番といたしまして騒音についてでございます。工場内に吸音材を隈なく張り、工場出入り口のすき間をふさぐ等防音対策をさせること。2といたしまして振動についてでございます。施設の稼働による振動は行政基準や規制基準内であり、要件を満たしているが、現況より大幅な振動増加が予測されるもので、防振対策と事後調査を行わせること。3、低周波音についてでございます。予想される低周波は最小値内であるが、確認のために機械の設置後に低周波を実測させること。4、交通量についてでございます。施設へ搬入する車の待機時間をできるだけ少なくし、車が工場内から道路にはみ出して待機するようなことのないように努力させること。次に5、その他の事項といたしまして、毎日24時間稼働する形での許可申請なので、夜間操業を行う場合に騒音、振動等についても周辺へ十分配慮させること。2といたしまして、今回の計画では既に建設されている倉庫を利用するが、一般廃棄物処理施設として更に設備の設置を行う際には、生活環境影響調査書や上記の要件を満たすよう対策をとらせること。以上の附帯意見をいただきました。

当分科会の付帯意見を受けまして、本案件の中間処理施設の申請者〇〇氏から、附帯意見を遵守し適正に対処いたしますとの回答を書面でいただいたところでございます。

以上を踏まえまして、平成23年10月7日に一般廃棄物処理施設の設置許可につきまして審議をいただく機関であります奈良市清掃業務審議会で諮問を行い、環境影響調査専門分科会の報告内容などを検討いただき、また地元同意等についても審議をいただいた結果、環境影響調査専門部会の分科会の附帯条件である維持管理と事後調査を付して許可を行うことが適当との回答をいただきました。これを受けまして、施設稼働前には法令に従い環境に関する内容を主とした検査を行い、またページ3の7にございます一般廃棄物処理施設設置許可証の交付に関しての許可条件として、施設の正常な機能を維持するため事業者の責任において定期的に施設の点検及び検査を行うこと等を付して許可しております。

以上、これらの条件を付し、平成23年12月28日、一般廃棄物処理施設設置許可証を交付いたしましたところでございます。以上のことから、本日の本審議会におきまして建築基準法第51条ただし書の許可につきましてよろしく審議のほどをお願いいたします。以上でございます。

会長

ありがとうございました。ただいま説明を補足していただきましたけれども、この建築基準法第51条ただし書の規定によりまず一般廃棄物処理施設の敷地の位置等に関して、ご質問がありましたらお願いいたします。どうぞ、〇〇委員。

〇〇委員

ごみ処理施設、非常に大切なものだと思っています。そういう意味で本当に安全でクリーンな状況で地域の方にも十分理解をした上で設置をしていただきたいなというふうに思っております。

それで、周辺住民の方々にも了解を得ているということですが、向かいの大和郡山市は市街化調整区域でもありますし、大和郡山市さんとの調整はどんなふうになっているのかということと、今いろいろ環境アセス概要書ということでご説明いただきましたが、建築された後の環境調査等は奈良市さんの方でどのように行われるのかということと、それからここに交通量の増加率は軽微である、微量であるというふうにあるんですけれども、こちらはよく〇〇（店舗名）とかに行く車、一般車が非常に多くて結構交通量も多い所だと思うので、その辺の交通安全等も十分注意いただきたいなというふうに考えております。以上です。

会長

はい、ありがとうございました。では、事務局の方で今ご指摘のあった3点ですね、まず大和郡山市との調整の件。それから設置後のチェックというか、そのあたり。それからもう一つは交通の安全対策。以上3点についてご担当の事務局のほうからご回答をお願いいたします。

事務局

近隣の大和郡山市さんの同意でございますが、廃棄物処理法におきまして奈良市一般廃棄物処理指導要綱において、近隣の同意は不必要であるというふうなことで、考えておりません。次に西九条の地元自治会長さん等の同意並びに隣接の〇〇（隣地地権者）と〇〇（同左）の同意をいただいております。

次に、交通量でございますが、先ほどの説明でもさせていただいたんですけれども。

（テスト配信による着信音）

申しわけございません、ちょっと中断いたしました。仮に本市のごみを搬入するということになれば、毎週1回水曜日でございますが、9時から4時までのおおむね7時間の搬入ということで、この容量的には1日2トンパッカー車で140台分、約80トンの収集量でございます。仮に奈良市のプラスチック容器の収集形態で考えれば地域ごとに収集いたします。搬入に要する時間が地域毎に変わってくるため、集中して同じ時間に施設に搬入されることは想定しておりません。また、7時間で延べ140台の搬入が見込まれておりますけれども、単純に1時間当たりの2トンパッカー車の収集といたしましては20台程度になります。もし20台が一度に本案件施設に搬入するために集まったとしても、4車線の幹線道路もあり施設内に50台程度収容できる駐車場もありますので、近隣に渋滞による迷惑をかけることはないと思います。

会長

では、あと1点。施設の稼働後のチェックといたしますか、この件については。

事務局

それから、施設の設置後の稼働のチェックでございますが、使用前検査を行う予定でございます。施設が稼働できる状況になれば本課企画総務課において使用前検査を行う予定でございます。以上でございます。

会長

ご質問は稼働前ではなくて、稼働した後のことなんですが。

事務局

許可条件の中で、施設の事業者に対して機能的なところのチェックは定期的にしてくださいということを許可の条件の中で盛り込んでおります。また、近隣等から何か環境等でのクレーム等がありましたら、本市において立入検査の権限が法的に認められておりますので随時対応していきます。

会長

〇〇委員、いかがでしょうか。

委員

1番目の質問、大和郡山市さんから特に了解はもらっていないとか話をしていないというように取れましたけれども、それで何も問題はないのでしょうかということと、稼働後のチェックは何か苦情があればというようなお話でしたが、そういった稼働後のチェック機能というのは市の方にはないのでしょうか。そのことは今までも行われていないということなんでしょうか。

会長

再度じゃご回答をお願いいたします。

事務局

お答えさせていただきます。

廃棄物処理法上では近隣市の同意は不要でございますけれども、建てる施設によりましては必要なもの、最終処分場を建てるとか建設するとか、焼却施設をつくるとかの場合がございましたら、当該施設の境界から100メートル周囲内の同意が必要であるというふうに定められており、今回のこのプラスチックの選別減容施設につきましてはこの範囲ではないということでございます。

会長

もう1点ですね。苦情があったら対応しますが、それ以外はなしということですか。

事務局

はい。周辺住民の方から等の苦情がございました際には、奈良市の方としても行政立入検査をする権限がございますので、その時には速やかに指導に入りたいというふうに思っております。

会長

というご回答ですが、〇〇委員。

〇〇委員

騒音とか排気とか、そういったところも含めてでしょうか。

会長

いかがですか。

事務局

はい、公害関係全てについてでございます。

会長

よろしいですか。では、ほかに何かご質問ございますか。どうぞ。

〇〇委員

すみません、ちょっと専門外なんでの外れなご質問かもしれないんですけども、主な機能としてはプラスチックごみの圧縮減容ということなんですけれども、これは洗浄污水は一切出ないという理解でよろしいのでしょうか。

会長

じゃ洗浄污水についてご回答願います。

事務局

基本的にはご家庭から出るきれいなプラスチック製の容器・包装の搬入しかとらないというようなことを事業者から聞いていますんで、微量の生ごみ等の残渣物が混じるかもしれないんですけども、基本的には污水は出ないというふうに聞いております。

〇〇委員

ということは、この工場内では基本的に污水处理は一切しないで、下水のほうにそのまま接続ということになるんですね。

事務局

そういうふうに聞いております。

〇〇委員

万が一にも外部に流出しますと、この周辺が田畑が多いということもありますので、かなりいろんな影響が心配されるのでちょっとご質問させていただいたんですが、その心配はないという感じで。

事務局

搬入される廃棄物の種類から、それはないと考えております。

〇〇委員

わかりました。ありがとうございました。

会長

ほかにご質問ございますか。じゃ〇〇委員。

〇〇委員

3の6の右側のほうに、必要な書類の同意はもらっていらっしゃるかがわかりませんが、この施設を必要とする理由は奈良市にあるのか、その点をお伺いしたいと思います。

会長

じゃご回答をよろしく願いいたします。

事務局

環境部です。この施設は奈良市にとって必要な施設かというご質問かと思えますけれども、奈良市におきましては平成11年3月から、プラスチック製容器包装廃棄物を分別収集しまして、再生資源化に向けての中間処理を行っております。このことから仮にこの施設ができることで、この分野の処理についての選択肢が増えていくということになりまして、奈良市を含む行政にとっては良いことではと、このように考えております。以上です。

会長

〇〇委員。

〇〇委員

大体理論はよくわかるんですけども、奈良市で大体どのぐらいの量が出て、この工場は作らなければならない必要性の大体の争点はわかりますけども、量がどのぐらいあってどうだということについてちょっと聞かせてほしいなと思います。

会長

はい、回答をお願いします。

事務局

奈良市は現在分別収集でプラスチックということなんですけれども、平成23年度におきましては収集した量が、最終資源化させていただいたのが約2,743トンございます。そのことによりまして分別収集ということで、ご存じのように毎週水曜日プラスチックごみを収集しておりまして、1週当たりにしますと2トンパッカー車で約140台ということで、量としましては約82トンの量を収集させていただいております。以上です。

会長

〇〇委員、ご理解できましたでしょうか。

〇〇委員

だからこの施設で許可をして必要だということですね、結局。私が聞いているところは、このぐらいの量が出るのでこの施設をオープンして必要だということでしょう。そうじゃないんですか、そういうことですやろ。

事務局

はい、おっしゃるとおりでございます。

〇〇委員

結構です。

会長

私なりに補足をしておきますと、恐らく奈良市で処理能力があるのかなのかということだと思うんです。処理能力が足りないからこういう中間施設が必要なのかなということでご質問となったかと思うんですが、今大体週にこれぐらいの収集量があると、それで年間計算するとこれだけで、それでは奈良市の処理能力が足りないと、だからこういう民間の中間施設があれば奈良市としても奈良市民としても助かるというか、それが必要性があるという意味だということですので。

〇〇委員

ありがとうございました。

会長

そういうことで、〇〇委員もある程度はご理解されているということにさせていただきたいと思いません。

それでは、ほかに〇〇委員のご質問でしたね。

〇〇委員

この施設については、もう環境アセスの中で藤田委員長を初め2回にわたってアセスをかけられて、これはもう問題ない施設であることは前提で私たちは認めることになるわけですが、ちょっと補足でお尋ねしたいのが、例えば3の8の騒音のところ、施設からの事業上騒音がありまして、ここの評価をしたところが、昼は65デシベルで夜は56デシベルであるということですよ。そうすると基準値が60デシベルで夜は50だから上回っているにもかかわらず、評価では問題ないと書かれているあたりはどういうふうに読み取るんだろうと思っているんですけれども、それをちょっとお聞きしたいのが1点。

もう1点は、今現状の建物はあると、そこに一番最後にご説明いただいた3の15の機械を全く新しく導入されるのか、あるいは今小規模のものがあって、それをこの機械に全く新しく導入されようとし

ているのか、ここはちょっと聞き漏らしたというかちょっとわからない点で、もう一つは、そうするとこの機械自体はもうどこかの地域で稼働実績を持っているようなものなのか。この機械自体が多分仕組みがこういう感じなのはわかるんですが、実績とかがどの程度のものかというのがわからないので、少し補足説明いただけるとありがたいです。

会長

じゃまず2点について答えていただけますか。

事務局

まず騒音についてなんですが、環境専門調査書の中で数値が基準値より高いところの結果の中で、そのことについて専門分科会の委員会の附帯意見として、工場内に吸音材を隈無く張り、出入り口等のすき間を防ぐ防音対策をさせることとということの附帯意見が出ているんです。それで補うことによって、また作業直前に奈良市による使用前検査でその辺の環境を及ぼすことについての項目の検査をいたしますと、そこで初めて基準値におさまることによって運営することの了解をするということによって対応しようと思っております。機械ですね。

事務局

機械設備につきましては、今倉庫だけが入っている状態で、これから機械を購入されて設置されると、その段階で稼働する場合にうちの方から行きまして使用前検査をさせていただいて、そこからこの基準に合っていけばオーケーという形になります。

会長

いかがでしょうか。

〇〇委員

ありがとうございます。この機械自体稼働実績がどこかで、ほかでもう使われている機械であるとか、そのあたりは何か情報をお持ちでしょうか。

会長

いかがでしょうか。

事務局

申請者のほうからカタログで出ているんですが、外国製のものというところで国内で使用実績ということについては確認はしていません。

〇〇委員

わかりました。アセス条項の中で多分そういう情報がないとアセスできないかとは思いますが、稼働実績があるだとか外国製だからいいというわけでもないで、そのあたり少し気になるということと、最初の騒音のところ対策を講じるようにという附帯意見がついているということは理解いたしました。それがあればこの表の3の8の、コンサルの方が表をつくられたのかどうかわからないんですけど

れども、評価基準を下回り満足するものであるということ自体が何かそぐわないというか、現状と合っていないなという気がいたしますので、資料としてちょっと訂正するというか、ちょっと違うんじゃないかというふうには思いますけれども。アセス要綱を満たしているというか安全基準を満たしていて、なおかつ満たしていないところについては附帯意見に沿って対応を講じていかれるということで、私たちとしてはそれを信じるしかないというか、万が一何か基準値を上回るときに、先ほど〇〇委員からもコメントというか意見がありましたように、それに対して素早く対策を講じられるような仕組みを奈良市の方でちょっと持っていただけたら、大変安心して賛成できるかなというふうに思います。以上でございます。

会長

ありがとうございました。確かに〇〇委員ご指摘のとおり満足するものであると、これは表現はおかしいですね。

では、ほかに何かご質問ございますか。はい、どうぞ、〇〇委員。

〇〇委員

質問というか意見を少し申し上げたいんですけれども、3の6にありますように特定行政庁が許可しようとする理由書の中で、これらの施設は本来は都市計画で奈良市として持っていなくてはならないのを民間でやるということで、仕方なくと申しますか民間に依存するというので、このところを奈良市としてはしっかりと受けとめるべきであるし、それから廃プラスチック類というのは水曜日に出すごみだという説明があったので、私はどきっとしたんですが、かなりの汚れている可能性が高いと思います。先ほどから悪臭についての3の10ページのところで、予測評価のところですね。悪臭が発生する可能性は極めて少ないと考えるが、しかしやっぱり使っていくうちに将来性はその対策を考慮しなくてはならない。これはこのとおりだと思うので、先ほど委員さんがおっしゃっていました今後の指導なり連携なりですね、そのことは奈良市としてどこがどのようにやるのかということはしっかりと踏まえていただかないと、賛否のときにこれは大きな重要な意味があると思いますので意見として申し上げます。

会長

ただいま〇〇委員からご意見をいただきましたが、これは事務局から何らかの回答を求めたほうがよろしいですか。

〇〇委員

はい、いただきたいです。

会長

では、回答ができましたらお願いいたします。

事務局

奈良市としてこの施設を持っていないかということのご質問であったと思いますけれども、奈良市としましては今後も循環型社会の形成に向けて、このプラスチック製容器包装廃棄物の最資源化については必要でありまして継続していきたいと、このように考えております。

現在、ご存じかと思えますけれども、クリーンセンターの建設計画というのをしております、候補地選定をちょっと考えておるんですけれども、その時にごみ焼却施設の整備に合わせて再生資源のためのリサイクルセンター、瓶、缶、ペットボトルの分別収集も含めたリサイクルセンターの整備を検討しておりますので、この中でプラスチック製の容器包装の分別収集も併せて行いたいと、このように考えております。

次に、汚れているということで非常にご意見をいただきましたけれども、今後もプラスチックについては、廃プラスチックとかいろんなものが混ざっているということでご意見をたくさんの方からいただいておりますので、分別収集啓発については今後も進めていきたいというふうに考えております。あわせまして、今後の指導ということでほかの委員の方からもご意見等がございましたので、市としてはできるだけきちっと対応していきたいと、このように考えております。以上でございます。

会長

はい、ありがとうございます。〇〇委員、いかがでしょうか。

〇〇委員

失礼します。今の説明におきまして、クリーンセンターの設置が遅れていて、クリーンセンターができたときにはこういうものはきちっと付けたいと。まず奈良市でクリーンセンターの移転は早急な課題である。ここのができないので、とりたててこの民間施設をやってもらわないと処理できないと、この現状を説明されたかと思うんですが、これについて私も市議会議員でありますので、非常に市の施策が遅れているということを指摘させていただいて、その上でこの民間の施設をやらなければならないという現状であるという認識でいいのかどうか、もう一回どなたかお答えいただいて質問を終わります。

会長

どなたかご回答をお願いできますか。

事務局

先ほどご説明させていただいたように、クリーンセンター建設はちょっと遅れていると、用地選定のために遅れているということで、この施設についてはやっぱり市としても必要であるというふうに考えております。

会長

ありがとうございます。これは先ほどの〇〇委員のご質問に関連したものでございますが、市として対応しなければならない重要な課題だということは、皆さんここで共有しておければと思います。

もう1点、先ほどの今後の保全措置の話ですが、3の10ページのところの保全措置、特に悪臭などに関しては誰がやるのかわからないんですけど、3つ目のポツのところですが、現状把握の方法として臭覚測定法による測定を年間2回程度行い、継続的な保守に努めると、これは誰がやるんですか。業者がやるんですか、それとも市がやるんですか。

事務局

事業者が行うこととなります。

会長

その報告を受けるという。

事務局

はい、そういうことでございます。

会長

わかりました。主語がなかったんでちょっとわからなかったんです。

ほかに何かございませんか。じゃ〇〇委員。

〇〇委員

悪臭やあるいは先ほど少し前に出ました汚水の関係についてお尋ねをいたします。市の側の説明では水曜日のプラスチックごみできれい、原則汚れていないものが来るので汚水の発生はまず心配要らないというお話でしたけれども、先ほど委員さんがおっしゃったようにこれから啓蒙、啓発もされるにしても、現状としてはまだプラスチックごみとはいえ汚れたものが混ざっているというのが現状だろうと思います。その場合、このできた処理場にきれいなものだけ選んで運ぶわけではないと思いますので、混ざって運ばれると思うんです。混ざって運ばれたときにこの処理場側で洗浄をして処理をされるのであれば汚水の問題が出てくるでしょうし、選別をして汚れているものについてはもう処理をしないという形をとるのであれば、その処理をしなかったものについての処分の問題が出てくると思うんですけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

会長

事務局、ご回答をお願いできますか。

事務局

プラスチックの中にはやはり汚れが混じったものが入ってくると思われます。それらの部分につきましては袋を破壊しましてきれいなものだけを製品化して、残った残渣は、そのまま詰めて三重県の〇〇（他の事業者）のほうに運んで処分をするというふうに聞いております。

会長

〇〇委員ご理解いただけましたか。今のご質問に関して、3の15ページの機械の装置を見てますと、選別がないというふうに、そのまま風で飛ばして重いのと軽いのを分けるだけと書いてあります。別途そういう作業をされるということですか。いかがですか。行政が報告を受けているという三重県に運ばれるとお聞きしているということなんですが、そういう作業もされるということなんですね。

事務局

このラインには詳しくは書かれておりませんが、この3の風力選別機を過ぎた段階で資源化するプラスチック系と残渣物を分ける所がございまして、この段階で分けて処理をするというふうに聞いております。

会長

〇〇委員。

〇〇委員

この風力選別機で軽量物を吸引し重量物と分けるという選別の仕方はわかるんですけども、重さと汚れとは必ずしもイコールでないように思うんですが。例えばですね、食品のレトルト用パックで固形物としては特に何もついていないと、家庭でざっと洗って出している。けれども内部は油性の汚れがついていると、汚れの程度は様々かと思えますけれども、そういうものはどうなるのでしょうか。

会長

もうこれは事務局がお答え可能ですか。

事務局

この施設に入ってくるプラスチック系につきましては、前提としてきれいなものを持ち込んでくるというのはございますけれども、その中にはやはり不純物がここに入ってくるのは予想されます。風力選別機ではやっぱり汚れているものとか、におい系は分離はできないと思えますけれども、普通プラスチック系につきましては手選別ラインというのが皆どこも施設上整備されているのが普通、現状でございます。この施設につきましてはその手選別ラインというのが設けられておりませんが、聞くところでは風力選別機の後でそういう不純物を分けるというふう聞いております。

会長

というご回答ですが、〇〇委員。ちょっと首を傾げておられますが。

委員

これ以上お聞きしてもわからないようなので。わかりませんが結構です。

会長

業者の方ではそういう選別もすると、聞いているということでございます。それ以上なかなかわからないかもしれませんが。

では、ほかに何かご質問ございますか。

では、大体ご質問は出尽くしたようですので。それでは、本件の建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（一般廃棄物処理施設）の敷地の位置について、賛否をとりたいと思います。

本件について、原案どおり了承することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

（挙手）

数えます。8ですね、8名。14名、今日出席で、8名ということですので過半数ということですので、これをもって原案どおり了承ということに多数決でせざるを得ないと思います。原案どおり了承ということにさせていただきます。

では、以上で本日の議案の審議は終了いたしました。
その他事務局から何かございますか。

事務局

すみません、事務局から1点お願いがございます。11月にもこの審議会の開催を予定しておりますが、また改めてご通知申し上げますけども、現在11月22日の木曜日、午後1時30分から予定しております。予定の中に入れていただければ幸いです。よろしく願いいたします。

〇〇委員

すみません。多分22日は厚生委員会が入っていると思うんです。午後から。ちょっと調整していただけたらありがたいです。

事務局

わかりました。

〇〇委員

議会の厚生委員会です。

会長

そうですね。じゃ再度調整。

事務局

再度調整させていただきます。申し訳ございません。

会長

11月中ということで。

事務局

できましたら11月22日の午前中で調整させていただきたいと思っております。申し訳ございません、よろしく願いいたします。

会長

〇〇委員、午前中でしたら大丈夫ですか。

〇〇委員

委員会は午後からですので。

会長

じゃ11月22日の午前。

事務局

午前中で。すみません。よろしく申し上げます。

司会

それでは、会長、閉会をお願いいたしたいと思います。

会長

それでは、これもちまして第102回奈良国際文化観光都市建設審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

司会

会長を初め委員の皆様方、長時間にわたりましてご審議いただき、ありがとうございました。
以上もちまして、本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。